

(暴力団の排除)

第 6 条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 暴力的組織であるとき。

(2) 役員等が、暴力的組織の構成員等となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 第 1 号又は第 2 号に該当するものであることを知りながら、その者と下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に避難される関係を有しているとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の 100 分の 20 に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(合意管轄裁判所)

第 7 条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する場合は、福岡地方裁判所を第一審管轄裁判所とするものとする。

(補足)

第 8 条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 福岡市博多区吉塚本町9番15号
福岡県中小企業振興センタービル8階
公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会
代表理事 内田 敏夫

乙 (住所)
(会社名)
(契約者名)